

令和2年5月18日

今後の九州大学の行動指針について

1. 政府の緊急事態宣言及び福岡県の休業要請解除を踏まえた基本方針

- 令和2年5月18日より段階を「3 制限（中）」とする。
- 更なる段階の引き下げについては、今後の感染状況等社会情勢を踏まえて判断する。
- 再度の緊急事態宣言及び休業要請がなされた場合や学内での感染状況によっては段階の引き上げを検討する。

2. 各行動の詳細

(1) 研究活動

- 段階4よりも幅広い研究活動が可能となるが、その際でも必要最小限のスタッフの入室や、滞在時間短縮の措置を必ず取り、自宅での作業を積極的に行うこととする。
- このほか、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、オンラインを活用した研究活動、打合せ等を最大限活用し、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事する。

(2) 授業

- 令和2年度春学期（～6月24日（水））については、遠隔授業のみの開講となっているため、春学期中は段階の引き下げによる変更は生じない。ただし、卒業・修了年次の学生に対して、早急に対面において実施する必要がある実験等を伴う研究指導等は必要と認められる範囲において学内で行うことができるものとする。その場合、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施する。
- 夏学期（6月25日（木）～8月12日（水））以降については、遠隔授業を原則としつつ早急に実施する必要がある実験・実習等の対面授業の取扱について別途検討中であり、当該検討結果を踏まえて判断する。

(3) 学生の課外活動

- 段階3となっても段階4の行動制限が維持されるので、引き続き各学生（団体）の一切の活動（web を活用した活動は除く）を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖する。

(4) 事務体制

- 段階4よりも幅広い業務に出勤の上従事可能となるが、ローテーションによる最小限の勤務体制を構築し、在宅勤務を積極的に活用するとともに、出勤する場合であっても文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」

記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事する。

(5) 学外者のキャンパス訪問

○本学関係者以外の不要不急な訪問を自粛するよう要請する。

(6) その他

○特定警戒都道府県への出張は原則禁止、それ以外の県を超える不要不急な移動についても可能な限り自粛することとし、国外出張についても外務省の感染症危険レベルが維持されている限り禁止。

○附属図書館は引き続き休館とし、当面の間は郵送による貸出等を実施する。

○各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。

○各人において、毎日検温を実施し、発熱その他症状がある場合には、登校・出勤を行わないことを改めて徹底する。

○公共交通機関利用者は、時差出勤を徹底することにより3密を回避する。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。

○通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り最短とする。

研究活動及び出勤に関する感染予防チェックリスト

【研究室・執務室での活動について】

- 会議、打合せはオンラインで実施（対面の場合は換気とマスク着用の徹底）
- 十分な対人距離の確保（できるだけ2 m（最低1 m））
- 水と石けんによる手洗いの徹底
- 研究室、執務室入口及び室内の手指消毒設備の設置
- マスクの着用（学生、教職員及び入室者に対する周知徹底）
- 学生、教職員は毎日検温し、症状（発熱、風邪症状等）ある場合は登校、出勤しない
- 室内換気（換気設備の適切運転、又は複数の窓の開放）
- ドアノブ、エレベーターボタン等複数人が触る箇所の消毒
- 症状（発熱、風邪症状等）ある者の入室制限
- 入室者の入室状況の記録、保存
- 学生、教職員が、午前と午後又は曜日毎にローテーションで作業、勤務を実施するなど、人数・滞在時間の合計を削減
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。
- 全ての関係者の緊急連絡体制の確立
- 公共交通機関利用者は時差出勤を行うとともに、公共交通機関を利用しない方法（自

転車、徒歩等)を積極的に活用

- 学生の入室、作業従事にあたっては、担当教授の許可を得ること
- 共用ネットワーク環境の最大限活用
- 研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。
- 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- オンラインの活用に当たっては、情報セキュリティ対策にも留意する。
- 教職員・学生との対面での業務が多い部署において適切な対策をとっていること。
(訪問者用の手指消毒設備の設置、アクリル板等の設置など)

【実験施設・設備の利用について（研究活動のみ）】

- 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。なお、その際には個人情報の取扱には十分留意する。
- 3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールの作成（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 研究設備、備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を随時消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、人と人との対面を避けるため、個々人がフェイスシールドを着用、又はアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。

- 実験動物、遺伝子組み換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 設備の遠隔利用、学内外の遠隔利用サービス及び研究代行等の取組を積極的に活用
- 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、3密回避に配慮の上それらを積極的に活用する。